令和３年９月２４日
５　－　Ａ　会　議　室

秋田市教育委員会
令和３年９月定例会
（事前配付資料）

【資料目次】

付議案件

議案第15号　教育委員会事務の点検・評価に関する件　…１
教育委員会事務の点検・評価報告書　（別途）

教育長等の報告

(1) 令和４年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項について　…２
(2) 令和３年度全国学力・学習状況調査における秋田市の結果について　（別途）
(3) 新屋図書館の空調設備改修工事に伴う立入制限について　…19

定例会資料：議案第15号
令 和 ３ 年 ９ 月 ２ ４ 日
教 育 委 員 会 総 務 課

議案第15号

教育委員会事務の点検・評価に関する件

１　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第１項の規定に基づき、教育委員会の所管に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検・評価」という。）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表しようとするものである。

２　今年度の点検・評価は、令和２年度の事務・取組を対象として実施するものであり、秋田市教育ビジョンの施策体系に沿って、主要な施策・事業を選定して実施した。

３　点検・評価に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第２項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の知見の活用を図る必要があることから、佐藤修司氏、原義彦氏に、教育委員と協議した上で作成した点検・評価案について、個別に意見を聴いた。

４　点検・評価案に学識経験者の意見を加えた報告書が、別紙「教育委員会事務の点検・評価報告書」である。

５　教育委員会９月定例会の終了後、市議会議長宛の送付文書を添えて、「教育委員会事務の点検・評価報告書」を市議会に提出する。

６　市議会に提出後、速やかに、教育委員会のホームページに「教育委員会事務の点検・評価報告書」を掲載して公表する。

定例会資料：報告⑴
令和３年９月２４日
学　　事　　課

令和４年度秋田市立御所野学院高等学校
連携型中高一貫入学者選抜実施要項

秋田市立御所野学院高等学校（以下「学院高校」という。）の令和４年度連携型中高一貫入学者選抜は、本要項により実施する。

１　募集人員（学科）

２４名（普通科）

２　出願資格

秋田市立御所野学院中学校（以下「学院中学校」という。）を令和４年３月に卒業見込みの者であって、次の(1)および(2)を満たしているもの

(1) 人物に優れ、明確な志望動機と旺盛な学習意欲を有し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア　全教科にわたって学習成績が優秀で、学院中学校の特色ある教育活動で身につけた力を発揮し、入学後も学習や諸活動のリーダーとして活躍できる者

イ　学力、人物に優れており、部活動等において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も本校でその活動を継続し、中心的な存在として活躍できる者

(2) 秋田県公立高等学校の前期選抜に出願しない者

３　入学検定料

2,200円

学院中学校長は、学院高校から「納入通知書兼領収書」を入手し、入

学志願者へ配付する。

入学志願者は、願書提出前に入学検定料を下記の納付場所で納付すること。

〇納付場所

本・支店（秋田市外も含む）：秋田銀行、北都銀行　　国内全店：みずほ銀行

秋田県内の本･支店：秋田なまはげ農業協同組合、秋田信用金庫、秋田県信用組合

秋田市内の支店：東北労働金庫

秋田支店：七十七銀行、荘内銀行、岩手銀行、きらやか銀行、北日本銀行、

あすか信用組合、商工組合中央金庫

4　出願手続

(1) 出願手続は、学院中学校長を経て行う。

(2) 学院高校長に提出する書類は、次のとおりとする。

ア　連携型中高一貫入学者選抜入学願書　（様式１）

イ　連携型中高一貫入学者選抜受検票　（様式２）

ウ　納入通知書兼領収書　（金融機関の領収印が押印されている物）

エ　志願理由書 ※1　（様式３）

オ　調査書 ※2　（様式 A）

カ　連携型中高一貫入学者選抜受検者名簿（様式４）２部

キ　学院高校が別途求める書類がある場合には、学院高校が定める様式

※1 学院中学校は、エおよびキについての各種大会等の実績や資格等の取得歴、ボランティア活動等の活動歴など、その内容に誤りがないかどうかを確認すること。

※2 調査書は、卒業見込みの者について、令和３年12月31日現在で記載するものとする。作成にあたっては、（別紙１）「調査書作成要領」によるものとする。

(3) 学院高校長は受検票発行台帳を作成し、学院中学校長に入学願書提出者の受検票を交付する。

※学院中学校長は、入学願書提出者へ受検票を交付する。

(4)入学願書受付締切り後、高等学校の志願者数を公表する。

5　出願および試験期日

(1) 出願書類の提出期間

令和４年１月14日（金）から１月18日（火）までとする。受付時間は、平日の午前９時から午後４時までとし、最終日は正午までとする。

(2) 学院高校長は、令和４年１月21日（金）までに、連携型中高一貫入学者選抜の日程および各志願者の面接時間等について学院中学校長に文書で通知する。

(3) 試験期日　令和４年１月27日（木）

6　選抜方法

作文および面接を課す。

入学者の選抜は、学院高校長が、調査書、志願理由書、作文、面接等の評価に関する資料およびその他必要な書類等によって総合的に行う。

なお、選抜にあたっては、（別紙２）「秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜における出願資格および配点等」によるものとする。

7　日程および会場

(1) 作文および面接の日程は、次のとおりとする。

ア　作文　　午前11時00分から午前11時45分まで

イ　昼食　　午前11時45分から午後０時30分まで

ウ　面接　　昼食終了後

(2) 会場は、学院高校とする。

ただし、出願状況により会場を変更する場合がある。その場合は、学院中学校長へ７日前までに連絡するものとする。

(3) 受検者は、作文開始30分前（午前10時30分）までに出校し、受検票を受付に提示するとともに、次の物を携行して検査室に入るものとする。

受検票、黒鉛筆（シャープペンシルも可。ただし、黒い芯に限る。）、

消しゴム、小型鉛筆削り具

なお、辞書機能を持つ時計、電子辞書は携行してはならない。

また、携帯電話等の通信機器を持参している場合は、実施会場においては電源を切るものとし、検査室に持ち込むことを禁止する。

8　合格者の発表

令和４年２月４日（金）午後４時に学院高校において、合格者の受検番号を発表する。

9　受検に際して特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒の出願

受検に際して特別な配慮を必要とする障がい等のある生徒が出願する場合の手続は、次のとおりとする。

(1) 学院中学校長は、障がい等があることにより特別な配慮を必要とする志願者がいる場合、その内容について、「受検に係る特別配慮申請書」（様式５）により、連携型中高一貫入学者選抜出願前に学院高校長に申請するものとする。

(2) (1)により申請があった場合、学院高校長は学院中学校長と協議を行い、受検の公正さが保たれ、かつ実施可能な範囲において、適切な措置を講ずるものとする。

(3) 協議の結果、学院高校長が特別な配慮が必要と認めたときは、「受検に係る特別配慮通知書」（様式６）を受検実施日前日までのできるだけ早い時期に学院中学校長に送付する。

(4) 必要な場合には、学院高校長が教育委員会と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

10　その他

連携型中高一貫入学者選抜に合格した者は、秋田県公立高等学校の一般選抜に出願することはできない。

様式１（Ａ４－縦）

		※御所野学院高校　　第　　号		写真（出願前６か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した横３cm、縦４cmのもの）を貼ってください。
収受年月日	※令和　　年　　月　　日	納付金額	円	

連携型中高一貫入学者選抜入学願書

令和　　年　　月　　日

（あて先）

秋田市立御所野学院高等学校長

本人氏名

保護者氏名

第一学年への入学を志願します。

本人	ふりがな 氏名 生年月日	平成　　年　　月　　日　生
	住所	
	在学（出身）学校	秋田市立御所野学院中学校 令和　　年　　月　　日　卒業見込み
	卒業後の経歴	
保護者	ふりがな 氏名	（本人との関係）
	住所	
合格通知書の送付先		郵便番号＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿郡 ＿＿＿＿＿＿市　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿方　氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
緊急連絡先		（本人との関係） 氏名　　電話番号

（注）１　**本人氏名及び保護者氏名は、自書してください。**
　　２　※印の欄は、記入しないでください。
　　３　各欄中の不要な文字は、二本線で抹消してください。
　　４　緊急連絡先は、本人以外の連絡を取れる方の氏名及び電話番号を記入してください。

様式２（Ａ５－横）

<table>
<tr><td>受 検 番 号</td><td>※　　御所野学院高等学校　　第　　号</td><td rowspan="2">写真（出願前６か月以内に脱帽で上半身を正面から撮影した縦４cm、横３cmで、裏に氏名を明記したものに限る。）を貼ってください。</td></tr>
<tr><td colspan="2">連携型中高一貫入学者選抜受検票

氏　　名

検 査 会 場</td><td>学院高校長印

印</td></tr>
<tr><td colspan="3">（備　考）</td></tr>
</table>

（注）※印の欄は、記入しないでください。

様式３（Ａ４－縦）

志 願 理 由 書

令和　　年　　月　　日

（宛先）
秋田市立御所野学院高等学校長

秋田市立御所野学院中学校
令和　　年　　月　　日卒業見込み

氏名

平成　　年　　月　　日生

志願理由

様式４　（Ａ４－縦）（取扱注意）

連携型中高一貫入学者選抜受検者名簿

秋田市立御所野学院中学校

令和　　年　　月　　日

番号	氏　　名	性別	※受検番号	番号	氏　　名	性別	※受検番号

（注）　２部提出してください。※印欄は記入しないでください。

様式５（Ａ４－縦）

受検に係る特別配慮申請書
（連携型中高一貫入学者選抜用）

令和　　年　　月　　日

（宛先）
秋田市立御所野学院高等学校長

ふ り が な

本 人 氏 名

平成　　年　　月　　日生

保護者氏名

次のとおり、特別な配慮を申請します。

１　障がい等の状況

２　希望する配慮事項

３　その他

上記の事情に相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

秋田市立御所野学院中学校

校長　　氏名　　印

（注）１　この用紙は、中学校で作成してください。
　　２　**本人氏名及び保護者氏名は、自書してください。**

様式６（Ａ４－縦）

受検に係る特別配慮通知書
（連携型中高一貫入学者選抜用）

秋田市立御所野学院中学校長　様

次のとおり、特別な配慮について認めますので通知します。

１　該当生徒

本 人 氏 名

平成　　年　　月　　日生

保護者氏名

２　障がい等の状況

３　配慮事項

４　その他

令和　　年　　月　　日

秋田市立御所野学院高等学校

校　長　　印

（別紙１）

調査書作成要領

１　調査書作成委員会

(1) 学院中学校は、厳正かつ公平に「調査書」を作成するため、「調査書作成委員会」を設置する。

(2) 「調査書作成委員会」は、校長、教頭および教員をもって組織する。

２　調査書

(1) 調査書の作成

様式 A により、生徒指導要録に準じて作成するものとする。作成に当たっては、黒ペン又は黒ボールペンを用い、鮮明に記入する。

ただし、所定の様式を踏まえればワープロなどにより作成したもの（秋田県教育委員会が定める調査書様式を含む）も可とする。

(2) 調査書の記載

ア　氏名　　生徒指導要録に準ずること。

イ　性別　　「男」又は「女」と記入する。

ウ　卒業等　　中学校卒業見込み年月日を記入する。

エ　志願校名　「秋田市立御所野学院高等学校」とする。

オ　受検番号　空欄とする。(「定」は二本線で抹消する。)

カ　各教科の学習の記録

(ｱ) 各教科の観点別学習状況欄の記入は次のとおりとする。

ａ　各教科ごとに、その欄に掲げられたそれぞれの観点について、学院中学校において定めた評価基準により、３年次における12月末までの各教科の観点別評価を記入する。

ｂ　各教科ごとに、その欄に掲げられたそれぞれの観点について、各教科の目標に照らし、各々「十分満足できると判断されるもの」をＡ、「おおむね満足できると判断されるもの」をＢ、「努力を要すると判断されるもの」をＣとする絶対評価で記入する。

なお、記載は、該当欄に○印を記入する。

(ｲ) 各教科の評定欄の記入は次のとおりとする。

ａ　卒業見込みの者の第１学年、第２学年については生徒指導要録に記載された５段階評定を記入し、第３学年については12月末までの学習状況を総括的に評価した５段階評定を記入する。

ｂ　評定の合計欄には、各学年について、国語、社会、数学、理科、英語、の５教科の小計(1)と音楽、美術、保健体育、技術・家庭の４教科の小計(2)を加えた値を記入する。

ｃ　調整評定値欄には、第３学年の評定について、５教科の小計(１)に４教科の小計(2)を２倍したものを加えて得られた値（(1)＋(2)×２）を記入する。

ｄ　定時制調整評定値欄には斜線を引く。

ｅ　選択教科欄の記入

(a) ３年次における教科名、主な学習内容および評定を記入する。
なお、保健体育や技術・家庭は、保体、技・家と記入してもよい。

(b) 主な学習内容には、学習した内容や取り組んだ課題等について記入する。(例：戊辰戦争の調査、電気の実験　など)

ｆ　各教科の学習の特記事項

「○○の教科における△△について特に優れている」など、各教科の学習において顕著な事柄がある場合は記入する。

キ　総合的な学習の時間の記録

中学校における学習活動および評価について記入する。

（例）・学習活動　　○○というテーマを設定し、△△を調査して、取りまとめ、自らの進路意識を高めた。

・評　　価　　調査活動に意欲的に取り組んだ。まとめ方もも良く、発表力も十分であった。

ク　特別活動の記録

事実の記録欄は、３か年間における学級活動、生徒会活動、学校行事のそれぞれについて諸係、役員、委員会等の名称を記入し、特にない場合は斜線を引く。

（例）・学 級 活 動　　学級花壇係責任者

学級会プログラム委員

・生徒会活動　交通安全委員

応援委員会委員長

・学 校 行 事　学校祭実行委員食堂係責任者

修学旅行しおり作成委員

ケ　体育的・文化的・奉仕的活動等の記録

(ｱ) 体育的活動　部活動やその他の体育的活動における顕著な活動や取得した資格および特技について記入する。

(例)・秋田県中学校総合体育大会○○の部○位入賞

・全日本スキー連盟技能テスト○級

・野球部の投手として各種大会に出場し活躍した。地区大会準優勝の原動力として頑張った。

(ｲ) 文化的活動　部活動やその他の文化的活動における顕著な活動や取得した資格および特技について記入する。

(例)・秋田県中学校英語暗唱弁論大会○位入賞

・秋田県小･中･高等学校児童生徒理科研究発表大会に出場

・わか杉チャレンジフェスティバルに参加

(ｳ) 奉仕的活動　校内外における奉仕的活動について、顕著な活動を記入する。

(例)・令和○○年○月特別養護老人ホームの施設訪問

・校内の花壇づくりや美化活動に積極的に取り組んだ。

・緑の少年団員として、募金活動への協力や町の植樹祭、学校林の清掃活動に尽力した。

コ　出欠の記録

卒業見込みの者について、令和３年12月31日現在で記入し、各学年とも６日以上の欠席がある場合は、その主な理由を記入する。

サ　その他の事項

学校生活を送る上で特に配慮が必要であると思われる事項について記入する。

シ　その他

学校名、校長氏名、記載者職氏名を記入し、それぞれ押印する。

なお、コピーしたものに押印して提出してもよい。

（※印の欄は学院高校において記入するものとする。）

(3) その他

ア　調査書は㊙扱いとし、その作成および保管については十分に留意すること。

イ　令和４年１月１日以降に転入した生徒の調査書作成等について

(ｱ) 当該生徒が転出した中学校長は、３年次における各教科の学習の記録を含め、調査書の記載に必要な記録を令和３年12月31日現在で整え、学院中学校長に通知する。学院中学校長はこれに基づき調査書を作成する。

(ｲ) 学院中学校長は、学院高校長に令和４年１月１日以降の転入者であることを、転出した中学校長にはその生徒が学院高校を志願することを、それぞれ文書で通知する。

（別紙２）

秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜における出願資格および配点等

◎選抜方法：入学者の選抜は、学院高校長が、調査書、志願理由書、作文、面接等の評価に関する資料およびその他必要な書類等によって総合的に行う。

学科名	出願資格 ※1		学校独自の提出書類有無	面接	作文	調査書・学校独自の提出書類	備考
普通	(1) 人物に優れ、明確な志望動機と旺盛な学習意欲を有し、次のア又はイのいずれかに該当する者	ア　全教科にわたって学習成績が優秀で、学院中学校の特色ある教育活動で身につけた力を発揮し、入学後も学習や諸活動のリーダーとして活躍できる者	×	35点	75点	90点 ※2	※2　調査書（90点）
		イ　学力、人物に優れており、部活動等において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も本校でその活動を継続し、中心的な存在として活躍できる者	○ ※3	35点	50点	115点 ※4	※3　学校独自の提出書類を本校のホームページからダウンロードし、部活動における実績等を記入して提出すること ※4　調査書（65点）、学校独自の提出書類（50点）
	(2) 秋田県公立高等学校の前期選抜に出願しない者						

※1　出願資格は、秋田市立御所野学院中学校を令和４年３月に卒業見込みの者であって、(1)および(2)を満たしているものとする。

調　　査　　書

様式Ａ（Ａ３－横）

御所野学院中学校	氏名	

1　学籍等の記録

ふりがな 氏　名		性別	卒業等	御所野学院中学校 令和　年　月　日　卒業見込み・~~卒業~~
			志願校名	御所野学院高等学校
生年月日	平成　年　月　日生		受検番号	全・~~定~~

2　各教科の学習の記録

教科	観点別学習状況 観点	評価（３年） A	B	C	評定 １年	２年	３年
国語	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
社会	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
数学	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
理科	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
外国語（英語）	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
小計（１）							
音楽	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
美術	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
保健体育	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
技術・家庭	知識・技能						
	思考・判断・表現						
	主体的に学習に取り組む態度						
小計（２）							
合計（１）＋（２）							
調整評定値（１）＋（２）×２							
定時制調整評定値（１）＋（２）×２＋社会＋理科							

選択教科（３年） 教科	主な学習内容	評定	教科	主な学習内容	評定

各教科の学習の特記事項

3　総合的な学習の時間の記録

主な学習活動	評価

4　特別活動の記録

項目	事実の記録
学級活動	
生徒会活動	
学校行事	

5　体育的・文化的・奉仕的活動等の記録

6　出欠の記録

学年	授業日数	欠席日数	欠席の主な理由
1			
2			
3			

7　その他の事項

この調査書の記載事項に誤りのないことを証明する。　　令和　年　月　日

学校名　　御所野学院中学校

校長氏名　　印

記載者職氏名　　印

※学力検査の成績

検査得点 国語	社会	数学	理科	英語	合計	備考

※印の欄は記入しないでください。

前期選抜における出願の条件及び配点等

◎選抜方法：入学者の選抜は、高等学校長が、調査書、志願理由書、学力検査又は口頭試問の成績、面接等の評価に関する資料及びその他必要な書類等によって総合的に行うものとする。

学校名	学科名	出願の条件		一次選抜有無	学校独自の提出書類有無	学力検査（300点満点）	口頭試問	面接	作文・実技	調査書・学校独自の提出書類	備考
秋田商業	商業	右の１～３のすべての条件を満たす生徒	１　基本的生活習慣が身に付いており、学習成績が良好である生徒。 ２　商業の学びに興味・関心があり、自らを成長させようとする強い意志をもっている生徒。 ３　中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動において中核的存在として活躍することを望んでいる生徒。		○ ※1	120点 ※2		40点		170点 ※3	※１　学校独自の提出書類を本校のホームページからダウンロードし、部活動等における実績等を記入して提出すること。 ※２　学力検査（３教科の検査得点の合計300点満点を120点満点に換算） ※３　調査書（45点）、学校独自の提出書類（125点）
御所野学院	普通	右の条件１又は２を満たしている生徒	１　学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科、英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む生徒。	○		300点		35点		65点	※　調査書（65点）
			２　学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる生徒。	○	○ ※1	150点 ※2		100点		150点 ※3	※１　学校独自の提出書類を本校のホームページからダウンロードし、部活動における実績等を記入して提出すること。 ※２　学力検査（3教科の検査得点の合計300満点を150点満点に換算） ※３　調査書（65点）、学校独自の提出書類（85点）

定例会資料：報告(3)
令和３年９月２４日
新　屋　図　書　館

新屋図書館の空調設備改修工事に伴う立入制限について

１　立入制限について

(1) 実施施設
　新屋図書館
(2) 目的
　館内の空調設備改修工事を実施するため(同時期に倉庫棟照明設備更新工事も実施)
(3) 制限期間
　令和３年10月１日 ～ 同年12月末日

２　制限内容

館内全域（10月は倉庫棟、11月から全館）で空調設備の改修工事を実施するため、下記の期間、館内への立入りおよび一部サービスの利用を制限する。

(1) 10月１日～31日
　倉庫棟への立入り、学習机の利用、倉庫棟所蔵資料の検索・閲覧・予約・貸出しなど
(2) 11月１日～12月末日
　本館（ホールの一部などを除く）・倉庫棟への立入り、学習机の利用、新屋図書館所蔵資料の検索・閲覧・予約・貸出し・展示など

３　利用可能なサービス内容

10月31日までは、本館の利用は通常どおり可能。11月からの本館および倉庫棟立入制限後は、14日までは常設カウンター、12月１日以降は仮設カウンターで、下記の一部サービスの提供を行う。なお、期間中の開館時間および休館日（特別整理期間（11月15日～30日）を含む）は変更しない。

(1) 予約本（他館所蔵分）・かぞくぶっくぱっくなどの貸出し
(2) 返却
(3) 他館所蔵資料の検索・予約
(4) 図書館利用カードの発行
(5) 貸出し状況の確認

制限期間中、移動図書館イソップ号の特別巡回による貸出しを実施する。

４　市民への周知

(1) 広報あきた、ホームページ、新聞へ掲載
(2) ツイッター等のＳＮＳの活用
(3) 近隣施設へチラシ等の配布
(4) 館内へ事前掲示、新屋図書館だよりへ掲載　等